三調政連ニュース　No.03－04

（発行） 令和3年 11 月 16 日　幹事長　中野　久生

令和 4 年度政策・予算に関しての要望に対する回答書

令和 3 年 8 月 19 日発出の、自由民主党三重県支部連合会宛「令和 4 年度国・県の政策・予算に関しての要望」に対しての回答書が届きましたので報告させていただきます。

回答につきましては別紙のとおりです。

令和３年１１月１２日

自由民主党職域支部・ 友好団体　各位

自由民主党三重県支部連合会
政調会長　谷川　孝栄
三重県議会自由民主党
団　長　中森　博文
三重県議会草莽(自民党籍)
代　表　東　豊

要望事項に対する回答について

平素より、自由民主党の活動にご尽力を賜り心から感謝申し上げます。

７月～９月に行いました自由民主党友好団体・職域支部聴き取り会の要望に対する回答が出揃いましたのでご送付申し上げます。

なお、皆様からいただいた要望のうち、重要課題については自由民主党の政策提言として１２月中に一見勝之知事に直接提出し、その実現に努力するよう強く求める折衝を行います。

また、各部局に対しましても、今回答後も個別折衝を行い、要望内容が令和４年度予算に反映されるよう努めておりますので、今後とも自由民主党の活動にご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

令和３年度　自民党友好団体等の要望聴き取り会　要望事項への回答

団体名：三重県土地家屋調査士政治連盟　　（担当部局：地域連携部）

要望事項	回答
１．各市町における地籍調査事業の推進と予算・人員の確保について要望します。 各市町においては地籍調査事業が着手されておりますが、国土交通省ホームページによりますと県内の事業進捗率は令和元年度末時点（令和２年５月調査）で10％であります（全国の下から２番目、大阪府と同順位）。ちなみに、全国平均では52％の進捗率です。三重県は、全て（29）の市町が全国平均進捗率に未達であり、調査実施中が26市町、休止中が３市町で、進捗率10％未満が17市町です。平成30年度末に比べ、進捗率は横這いであり、成果に直結するのが困難な状況です。 地籍調査事業は、平時の公共事業等の推進に寄与するだけではなく、大規模災害時の復旧事業への多大なる貢献をもたらす等、インフラ整備や防災・減災に直結する事業であります。つきましては、事業予算の確保及び地籍調査を専門とする人材の確保についても引き続き要望します。各市町で各別に事情があることと思いますが、起こり得る大規模災害への備えとして、各市町へ県からも御助言いただ	（現状） 地籍調査は、土地境界をめぐるトラブルの未然防止や土地の有効活用、公共事業の効率化、災害復旧の迅速化など、様々な効果が期待される大切な事業であり、県としても、全ての市町で地籍調査が推進されるよう、説明会・研修会の開催や個別の働きかけなど、市町の取組への支援を行っているところです。 一方、地籍調査に係る予算額は、東日本大震災以降、地籍調査に積極的に取り組む自治体が増えてきていることなどにより国への要望額が増加していることから、本県においても必要な国庫負担金の確保が難しくなっています。 こうした中、国においては、インフラ整備や防災・減災対策等の観点から、より必要性・緊急性の高い地域における地籍調査を重点的に支援し、効果的に地籍調査を推進することとしています。また、令和３年度予算からは、社会資本整備と一体となって行われる地籍調査事業の一層の進捗を図るため、新たに「社会資本整備円滑化地籍整備事業費補助」が創設されました。 県においても、南海トラフ地震等の大規模災害が想定される沿岸地域や土砂災害警戒区域、近畿自動車道紀勢線の予定地など、緊急性が高いと考えられる地区での地籍調査の推進に注力しており、国の２次補正に対しても、県の令和２年度２月補正において、対応を行いました。 また、国に対して行う提言・提案活動をはじめ、県内市町で構成する三重県国土調査推進協議会が行う国への要望などを通じて、地籍調査を一層促進するため、国が実施する基本調査の実施要件等の見直しや調査箇所の拡充及び市町事業に対する予算額の確保が図られるよう、要望活動に積極的に取り組んでいるところです。

きますよう要望します。	（対応方針） 県としましては、引き続き、財政状況が厳しい中においても、必要な予算額の確保に努めるとともに、国に対しては、市町と連携して地籍調査の推進に向けた要望に取り組んでいきます。また、地籍調査の担当者の育成や負担軽減に向けた国の取組、他県の事例等を幅広く取集し、情報提供を行ってまいります。

令和３年度　自民党友好団体等の要望聴き取り会　要望事項への回答

団体名：三重県土地家屋調査士政治連盟　　（担当部局：地域連携部）

要望事項	回答
２．相続登記の義務化の推進及び所有者不明土地の解消にかかる積極的施策の検討について要望します。 令和２年度より法務省及び国土交通省で順次、長期相続登記未了土地の解消事業の推進、表題部所有者不明土地の解消事業の法制定が進められております。国土審議会での検討を踏まえ、制度の見直しも図られると思いますが、まずは、相続登記義務化を推進していただき、特に所有者の行方がつかめない土地につきましては、民間でも固定資産課税台帳等の情報利用を可能とする各市町税務課への見直しを県からも強力に後押ししていただきますよう要望します。	（現状） 所有者不明土地は、公共事業や民間の事業において、その土地を取得・利用しようとする際に、所有者の探索に多大な時間やコストを費やすこととなるため、事業推進を阻害する要因の一つとなっています。 今後、さらなる高齢者人口の増加により大量の相続の発生が見込まれる中で、所有者不明土地の一層の増加が懸念されています。 本年４月28日に公布された、民法等の一部を改正する法律、相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律に関しては、原則、公布から２年内施行、相続登記義務化は３年内、住基ネット等と連携した職権的な登記情報最新化は５年内に施行することとなっており、現在、国において政省令制定等の施行準備に取り掛かっているところです。 なお、固定資産台帳等の情報利用については、ご存知のとおり、現行法規上、限定的なものとなっていますが、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の施行により、登記官は、相続登記等がされていない土地等に関し、必要な限度で地方公共団体の長に対して関係情報の提供を求めることができ、これを基に当該土地の登記名義人となり得るものを探索し、相続登記等の勧告を行うことが可能となりました。 （対応方針） 今後も引き続き、国の動向などについて、情報収集に努めるとともに、市町への情報提供・情報共有を図ってまいります。

令和３年度　自民党友好団体等の要望聴き取り会　要望事項への回答

団体名：三重県土地家屋調査士政治連盟　　（担当部局：県土整備部）

要望事項	回答
３．空家等対策の積極的な事業推進を要望します。 空家等対策の推進に関する特別措置法は、周辺の生活環境の保全を図ることだけでなく、不動産の有効活用また流通の停滞解消においても非常に有効な法律であると考えます。同法第７条に規定されている協議会は、現在５市８町に設置され、６市が法定外協議会を設置しています。残余の市町につきましても実施体制の整備を要望いたします。その際、不動産の表示に関する専門家である我々土地家屋調査士も、昨年オブザーバーとしての位置づけをして頂きましたので、空家等対策を効果的かつ効率的に推進するための実施計画の作成、さらには現地での境界の確認等の作業についても協力して参りたいと考えておりますので、是非ご活用いただきたく思います。	県では、空き家対策協議会を設置していない市町を含む全市町を対象とした会議を年２回開催し、協議会の設置や空家等対策計画の早期策定を働きかけています。 また、この会議は、空き家対策に携わる民間団体と市町との情報共有の場としても活用いただくこととしています。 オブザーバーとして、貴団体からも直接市町に対して空き家対策に関する具体的な提案をいただくなど、ご協力をお願いします。 【参考】 空き家対策協議会の設置状況（R03.03.31現在） 桑名市、鈴鹿市、亀山市、志摩市、名張市、 木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、 多気町、明和町、大台町、玉城町、南伊勢町、 紀北町（５市11町） ※他にいなべ市、津市、松阪市、伊勢市、伊賀市、熊野市（６市）が法定外協議会を設置済

令和３年度　自民党友好団体等の要望聴き取り会　要望事項への回答

団体名：三重県土地家屋調査士政治連盟　　（担当部局：県土整備部）

要望事項	回答
４．継続要望として以下のとおり要望します。 ｉ、狭あい道路解消にむけて各市町への働きかけのお願い 道路幅員が４メートル未満の狭あい道路につきまして、令和２年度現在で、四日市市、鈴鹿市、津市を筆頭に１２の市町で、安全と利便性を備えたまちづくりを推進するため順次実施されており、１町で令和３年度以降の事業取り組みを検討されている状況です。 全国土地家屋調査士政治連盟の令和３年度重点活動項目であり、防災・減災へも大いに寄与しうる狭あい道路解消に向けての指導、事業拡大への取組みをお願いします。また、国費配分率の見直しによって、より効率的な事業執行をお願いいたします。今後とも、予算の拡充、各市町の予算対策等ご指導等よろしくお願いいたします。	狭あい道路の解消による安全な住宅市街地の形成や、建築確認・不動産取引時のトラブル防止による建築活動の円滑化を図るため、国土交通省の補助事業として平成21年度に「狭あい道路整備等促進事業」が創設されました。この事業では、狭あい道路の拡幅整備のために必要な道路の測量、調査、設計、分筆、登記、用地の取得、築造、舗装などが補助対象となっています。 県では建築基準法に基づき、建築時の道路後退にかかる指導を行うとともに、セットバックによる道路拡幅を実効性のあるものとするため、事業に取り組む市町の拡大に努めており、令和３年度は13市町が取り組んでいます。 事業拡大への取組として、事業未実施の市町も含めた「狭あい道路整備事業関係担当者会議」を平成21年度から毎年開催しており、昨年度は８月19日に会議を開催し、県内外での事例紹介や国の事業の周知を行いました。今年度も10月上旬の開催に向けて準備を進めているところです。 予算拡充のための取組として、令和元年度以降、整備計画の見直しや国土強靭化計画への位置づけの変更等を事業主体の市町に働きかけてきた結果、令和３年度は市町の要望額に近い国費が交付され、より計画的な事業執行が可能となりました。 今後も、適切な建築指導により、快適で安全、安心な住環境の確保に努めるとともに、当該事業に対する予算確保と事業拡大に向けた取組を継続してまいります。

令和３年度　自民党友好団体等の要望聴き取り会　要望事項への回答

団体名：三重県土地家屋調査士政治連盟　　（担当部局：県土整備部）

要望事項	回答
４．継続要望として以下のとおり要望します。 ii、未登記道路解消のための取組みについて 過年度未登記道路の解消につきましては、引続き予算化を含めた取組み、よろしくお願いいたします。 また、前記狭あい道路解消事業の他にも、境界確認立会時に新たに未登記道路が判明する場合があります。その際には、過年度のみならず現年度での予算執行が可能となりますよう、分筆費用の全額とはいわないまでも、一部でも行政で助成いただけないか予算化を強く要望いたします。	過年度未登記の解消については、平成14年度から積極的な処理に努めているものの、これらは発生から長期間経過していることもあり、処理困難な案件が多いため、三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の協力をいただきながら、順次対応しているところです。 また、境界立会時に新たに未登記が判明した場合も、処理困難な案件が少なくありませんが、寄付承諾を得られた現況道路になっている土地について、三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の協力もいただきながら可能な範囲で登記費用の一部を負担しています。 今後も、厳しい財政状況のもと、限られた予算の範囲内ではありますが、未登記道路の解消に取り組んでまいりますので、引き続きご協力をお願いします。

令和３年度　自民党友好団体等の要望聴き取り会　要望事項への回答

団体名：三重県土地家屋調査士政治連盟　　（担当部局：防災対策部）

要望事項	回答
５．災害発生時における応援協力に関する協定の活用について、当会も参加させていただきたく要望します。 例年被災者生活再建支援制度及び住宅の被害認定業務に係る説明会に参加させていただいていますが、実際の災害発生時に活動経験がありません。三重県からの要請がないと活動できないため、各市町から三重県に対し、応援要請があった際には、当会も参加させていただきたく要望いたします。	貴団体と本県では、平成24年８月に災害発生時における応援協力に関する協定を締結しているところです。本協定では、貴団体には市町の実施する住家の被害認定調査等に関して市町から要請があれば、県を通じて応援協力をいただくことになっています。 平成２９年台風第２１号で大きな被害が発生した伊勢市や玉城町では、被災した市町の職員とその近隣市町や県からの応援職員により、住家被害認定調査が実施されました。その際、被災市町からは、さらなる追加派遣要請がなかったことから、貴団体にお願いするには至りませんでした。 しかし、今後、県内で大きな被害が生じた場合には、貴団体の協力が必要となることも想定されますので、災害時に貴団体に活動経験を積んでいただくことは重要であると考えています。 応援協定に基づき県を通じて、貴団体に調査協力を求めることができることを、市町に対して、お伝えさせていただいており、引き続き市町が参加する被災者生活再建支援制度等に係る説明会等を通じて、貴団体と本県が締結した協定の活用を促していきます。また、今後、県内で災害が発生し、市町から応援要請があった場合には、貴団体に被害認定調査等について応援協力いただけるよう市町と調整をしていきたいと考えています。